

**令和6年度兵庫県社会福祉審議会
第3回ユニバーサル社会専門分科会
議事録**

- 1 日 時：令和6年11月14日（木）14:00～15:40
- 2 場 所：県庁1号館2階会議室
- 3 出席者：別紙のとおり
- 4 内 容
「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」改定案について

○開会挨拶

【事務局】

今回は改定骨子案について、様々な意見を頂戴した。今回はそのご意見を踏まえ、また県庁内の関係課の意見を調整したうえでの、改定原案を作成してお示しさせていただく。

今回の原案に対して色々なご意見を頂戴して、それを反映したうえで年内にパブリック・コメントの実施をしていきたいと考えている。今回が実質最後の議論となろうかと思う。

本日も忌憚ない意見を頂戴したい。

○事務局説明

【事務局】

総合指針の改定案を当てはめたのが資料2である。3ページ、「Ⅰ改定の経緯・趣旨」を新しい指針では最初に記載している。4ページ、「Ⅱ改定総合指針の位置づけ」を改めて整理。条例に基づき、「ひと」「参加」「情報」「まち」「もの」に基づく施策を総合的に実施するための指針という位置付けを改めて示す。5ページ、「Ⅲ始期及び運用」で、県議会の議決を受けた後で令和7年4月から適用していく。総合指針に沿って毎年度、実施施策をとりまとめるとともに、その実施状況を公表する。6ページ以降、「めざすべき社会像」、「5つの基本理念」、「県施策の基本的方向」を記載していく。この様な指針に新しい指針はさせて頂きたいと考えている。

○議事「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」改定案について

（資料1に基づき審議）

【A委員】

では、1つずつやっていきましょうか。そして、言いたいことやちょっと違うとか、あるいはもうちょっとこうの方がいいんじゃないかとか、訂正や個々の意見を聞きたいと思う。

資料1に沿って、まず1ページ。この案でよろしいか。

（了承）

では次2ページ。2ページは、先ほど問題提起があったところ。今回はすごくグローバルスタンダードがあるということが追い風になっている。我々が最初に意見を取り入れたところがあったのだが、やっとうこういうのが出てきたので、SDGsは、参照あるいは依拠すべきではないかということを示し上げた。文化、民族、たくさん入れたら余計ややこしいかなと思ったが、先ほど申し上げたこととの整合性を考えると、SDGsの2030アジェンダの22ページ目標10というのが真ん中にあるが、その10.2、「年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく」という言い方があるので、「年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位など」にして、「などの違いにかかわらず」と続くように変えてはいかかかなと思う。

【B委員】

私もそれがいいと思う。先程、「文化」の中に「民族」も含まれるのではないかとご説明があったが、「文化」ということだけを聞くと、兵庫県にも五国があるとか、その文化がちがうとか、そういうことを言っているのかなと思うし、外国にルーツのある県民の方が増えてきているなかで、A委員がおっしゃたように、人種、民族、その辺りを明確にしておいた方がいいのではないかなと思う。

【A委員】

文化を取って、SDGsに依拠するという事だが、よろしいか。人類学者や社会学者が「文化」と言うと、これが入ると色々あるので、いっそのことSDGsに依拠するのが一番すっきりするのではないかなと思うのだが。

【C委員】

おそらくSDGsの場合、世界のいろんな問題や課題を集めた要素が入っていると思う。最初の案で、文化という言葉からスタートしたから入っているのかな。世界基準と合わせて兵庫県もそこを目指すという1つの目標とすると、宗教も関係するんだとか、経済的に裕福であろうが、そうでなかろうが、やっぱりそこにも差別というものがあるのかなとか、これから5、6年先を見据えるのであれば、兵庫県にとっても、少し視野を広くして、こういったこともあるんだな、と知ることによって対処するという訳ではないが、be aware、意識するためにもいいかなと思う。大賛成。どこかを切ると、何で切ったんだ、ということになるので入れた方がいいと思う。

【A委員】

結局、文化の扱いはどうか。文化は切った方がいいのか。

【C委員】

先程B委員が言ったように、文化はオープン、すべて。だから文化はカテゴリーではなく、空気みたいな。その中にいろんな物が入っている。SDGs、22ページのA委員が言った通りにしてもいいんじゃないかなと思う。

【A委員】

ここの原案の「文化」を取るということで。

【C委員】

そうなる。基本理念の中の「文化」は外れる。

【A委員】

カバーされていたらいけると思うが。「文化」を入れた方がよいという考え方が事務局にあるのか。

【事務局】

いえ、「文化」があるのであれば、その中に国籍や民族も入るという意味。

【事務局】

元の案の「文化など」に含まれるのではないかという考え方。

【A委員】

案には国籍も入ってないし、SDGs でいこうか。一番すっきりする。スタンダードだから。ご異論なければ、「年齢、性別、障害、人種、民族、出時、宗教、あるいは経済的地位などの違いにかかわらず」というふうにしたいと思う。

(了承)

では、3 ページ。D 委員、ご意見があれば。

【D委員】

(2)、「子どもの意見」の後に「も」と書いてあるが、何か深い意味があるのか。ここは、他の、例えば家族であるとか関係なくて、子どもの意見こそ、子供の意見「を」尊重した教育の実施、の方がいいのかな。「も」ではなくて、子供ファーストなのではないかと思う。

【A委員】

事務局、どうか。

【事務局】

「を」がいいのではないかと思う。

【A委員】

何に加えて「も」なのか分からない、というのがD委員のご意見なので、次の「教育」につながるのであれば子供に限定した方がいいかもしれない。よろしいか。

(了承)

では、4 ページ。何かご意見は。H委員はいらっしゃらないが、「参加」だけでは弱いので「参画」というのが必要だろうということだった。「参加」というのは、フィジカルな、場におります、ということだけでも、「参画」は意思とか、自己決定とか、そういうところに関わっているというような趣旨だったと思う。よろしいか。

(了承)

では、5 ページ。(5)で「ユニバーサルツーリズム」の文言が加わったのが新たなところ。はい。皆さん、次行ってよろしいか。

(了承)

6 ページ。庁内から指摘のあった「安心・安全」ではなくてその逆の「安全・安心」。よろしいか。庁内で既に出ているいくつかの文言に合わせるという趣旨なので、ご指摘の通りにしたいと思う。

スマイル条例はいつの改正か。

【事務局】

ユニバーサル条例と同じ、平成 30 年 4 月の制定・施行。

【A委員】

その後、改正等はないか。

【事務局】

ない。

【A委員】

7ページに行ってよろしいか。

(了承)

文言の修正で、「手話、点字、音声自動翻訳機」、それから「手話通訳、点訳等」という言い方について、庁内での指針（ひょうご多文化共生社会推進指針）に準拠したということである。「音声受動翻訳機」の「機」は、うつわの「器」ではなく機械の「機」でよいか。

【事務局】

はい。

【A委員】

これでよろしいか。

(了承)

では8ページ。D委員がおっしゃったところを、変えさせていただいたのだが、よろしいだろうか。

【D委員】

構わない。

【A委員】

ありがとうございます。ほかによろしいか。

(了承)

では9ページ。違和感があるのは、(3)「安心して公共施設等を利用」の後、「又は」はいるかな。取ってもよろしいか。

【事務局】

はい。

【B委員】

細かいことになるが、(5)の「自治会やNPO法人、ボランティア団体、民生委員」とあるが、自治会の次に民生委員が来た方が、どちらかというかと公というか、NPO法人とボランティア団体は完全に民間なので、自治会、民生委員、NPO法人、ボランティア団体の並び方が、分かりやすいかなと思った。

あと、最近よく聞く課題として、買い物難民の課題も取り入れた方がいいのかなと思った。免許を返納してもちょうと買い物ができる。最近コープさんが撤退して困っているという事例とか、このあたりで唯一あったスーパーがなくなったとかは、神戸市内でも聞く。おそらく多自然地域に行ったらもっとそういうのがあるんだろうなと思った。ここに入れる必要がなければもちろんいいが、みんなが平等、どんなところに行ってもしっかりと買い物ができるというようなことを入れてはどうかと思った。

(5)に入れるのであれば、前半の部分、自治会、NPO法人、ボランティア団体、市民活動等の共助の部分になると思う。医療介護は公助。共助、公助に加えて、買い物等の生活イ

ンフラが整い、後の「地域に安心をもたらす社会サービスの提供促進」というようにいったらどうかと思った。

【E委員】

もう(3)には、整備促進として入っているので、あえて(5)に入れるのかどうか。

【A委員】

「買い物」が入っている。また、共助公助と言い出すとまた違う組み立てをしないといけない。

【B委員】

はい。確かに(3)に入っているのでこのままで。

【A委員】

あとは自治会、民生委員の並べ方の問題。

【B委員】

自治会、民生委員やNPO法人、ボランティア団体等多様な主体でどうか。

【F委員】

文書法制上決まった言い方があるのでは。

【事務局】

法制上は、「自治会や民生委員、」になる。最初に「や」をつけてあとは「、」でつなぐ。行政の細かい話だが。

【B委員】

はい。

【A委員】

違う話だが、保護司などが抜けているが、後に「多様な主体」と書いてあるのでお許しいただけるかなと考えていた。防犯とか通学路に立ってる方とか、全国に数十万人いらっしゃるが、書き出すときりがないから民生委員だけとした、ということで。

では、文言をもう一度。

【事務局】

「自治会や民生委員、NPO法人、ボランティア団体等多様な主体による」

【A委員】

やはり「NPO法人」とした方がいいのか。

【B委員】

「NPO法人、ボランティア団体」と両方出てきているので、ボランティア団体は任意団体の意味になる。ただ一般社団は、とか言い始めたら…。

【A委員】

今皆NPO法人になるの嫌がって一般社団が多いから、それ言い出したらきりない。

【B委員】

「非営利法人」という言い方もある。「非営利法人、ボランティア団体」であれば法人格があるか任意団体かということで両方網羅できるかと思う。

【事務局】

「NPO法人」を「非営利法人」とした方が、幅広く捉えられるということか。

【A委員】

間違いなくそう、一般社団も入ってくるから。ただ馴染みがないということが問題。もし脚注をつけるとしたら、非営利法人とは、NPOや一般社団法人で、民生委員等多様な主体としては、こういう役も入るとかいう、それでカバーするしかない。

【E委員】

民生児童委員って正式なのか。どうなのか、あえてそうしないのか。

【事務局】

民生委員・児童委員が正式。

【A委員】

民生委員・児童委員だが、そこまで厳密にする必要もないかなと、ここは現行通りでよろしいか。

(了承)

では10ページ。障害福祉審議会の意見を尊重していただいた「理にかなった工夫の積み重ね」ということだが、「(合理的配慮等)」の「等」はいらぬのではないか。

【事務局】

合理的配慮そのものの言葉の定義というか、差別解消法上、手帳の有無は問わないが、障害を持った方の社会的なバリアを取るとなっており、高齢者等障害を持っていない方も一般の人もすべてを含んでちゃんと理にかなった工夫の積み重ねをやっていかないといけない、ということがサービス全体に当てはまると考え、合理的配慮という言葉を使ったかったので、「等」と入れさせてもらっている。

【A委員】

理にかなった工夫の積み重ね＝合理的配慮だと思っていたのだが。審議会での使い方は。

【D委員】

県の障害の計画では、「合理的配慮（理にかなった工夫の積み重ね）」と追加してもらっている。ただ、丹波や丹波篠山市は、それをひっくり返して「理にかなった工夫の積み重ね（合理的配慮）」として前の部分を流行らせようとしている。その通りであれば「理にかなった工夫の積み重ね（合理的配慮）」になるが、別に障害のある方だけではないということで、理にかなった工夫の積み重ねで、合理的配慮を含めた意味で「等」を入れられているのかな、と解釈した。この文章だと、別に障害がある方だけではなく、お互いに対話して配慮する、配慮してみたい、いう形で、一番僕は分かりやすかった表現。「等」があった方がいいと思う。障害のある方だけではないと思う。

【A委員】

それではそういうことでよろしいか。

(了承)

11ページ。

【F委員】

基本的方向のところ、「全ての人にとって利用しやすいよう」の3連発。あえて入れたのか。理念の頭の方にも「全ての人にとって利用しやすい」があって、くどいなど。

(1)「日用品その他の製品の研究開発・普及の促進」、(2)「先端的な技術を活用した製品」とあるが、それがどこまでかぶっているのか、修飾語がぱっと見分かりにくい。「製品サービス」の研究開発の促進に繋がっていくということは、(1)(2)にちょっとダブリ感があるのではないかと思う。読みにくいなあと思った。

【事務局】

ちょっと違うかもしれないが、(1)は日用品。(2)は、「全ての人にとって利用しやすいよう」はいらぬかもしれないが、「先端的な技術を活用した製品・サービス」で、松原会長言われていた無人タクシーとか家用無人自動車とかを加えた。「先端的な技術を活用した」とは、後ろの「医療又は介護」にもかかっている。

【A委員】

まず、1つ目、「全ての人にとって利用しやすいよう」というのが、どこまでいるのかということ。一番に置くぐらいは、おかしくはないかな、(2)は、取るのかな。そうなったときに次の問題だが、「先端的な技術を活用した製品・サービスや医療又は介護の提供のための」、F委員のおっしゃるように「先端的な技術を活用した」の掛りがわかりにくい。

【F委員】

「医療又は介護の提供のための研究開発」は、これはこれで1つ。「製品・サービス」はどこに。

【事務局】

「先端的な技術を活用した」は、「製品・サービス」と「医療又は介護の提供のための」と両方にかかる。現行の「先端的な技術を活用した医療又は介護の提供のための研究開発の促進」に、「製品・サービス」を挿入した。

【F委員】

(1)は、日用品その他の製品、(2)は、先端的な技術を活用した製品、という仕分けか。

【事務局】

先端的な技術は医療介護だけじゃなくて、サービスも加えている。

【F委員】

文書法制的にはどうなのか分からないが、中ポツはあるし、「又は」や「や」が出てくるし、読みにくいな。

【C委員】

(3)の「サービス」は全体的にカバーされているから、それが医療であろうがどこであろうが関係ないのでは。(2)は、元に戻して、重要なのが、医療と介護の部分の研究とか開発だと思ってるので、(1)日用品、(2)医療介護で、(3)その他、全体的なサービス、であれば、基本理念にも合っているような気がする。色んなことをもう1回言い直している感が多い気がする。シンプルにした方が、何を狙っているのか。伝わるのではないか。

【A委員】

では、前の案の変更案で、(2)「先端的な技術を活用した医療・福祉サービス提供のための研究開発の促進」。これにするとちょっとすっきりする。(1)が日用品と、そこには「全ての人にとって」というのを入れる、(2)は先端的なということに特化して、特に「製品」は言わずもがなということ。(3)は、どうするか、「サービスの向上」ということで。

【C委員】

切るか。極端な話だが。

【A委員】

柱建て、今回変えられるかどうか悩ましいと思っていた。柱建てでは「もの」となっているが、サービスが大きな意味を持つので「もの」ではない。それもあって柱建てを変えることができたらなあ、あるいはもっと言えば力関係とか、パワーと権力関係とか、持たざる者と持つ者と、その力によってこの差別とか生きにくさとかいうものがあるので、その時にエンパワーメント、権力の付与ができるかということも本当は議論したかったことだったけれども、そういう意味ではこの5つの柱建てはちょっと時代遅れかなと思っていて、見直すいい機会かなと思ったけど、なかなか…。

いずれにせよ、ここは「もの」と書いているので、今まで製品だったのが、ちょっとそれだけでは合わない、やっぱり人が作り出すサービスだろうということで書いた。ただ今まで項目3つぐらいで記載しており、2つでは少ないかなと。しかし、結局、上2つと重なっている、「工夫の積み重ね」というのが前述べたことと重なっているので、C委員は(3)がいるのかとおっしゃっている。

【C委員】

日用品と医療と介護以外の分野であるのか。理念に「ユニバーサルデザインの観点から」というのがあり、その観点の中に、街中のものがあるのであればそこにも広げる必要性あるかもしれない。そうでないと、日用品・医療介護だけのエリアに枠ができてしまっているので、もう少し自由度があるところを与えるべきなのかもしれないと思う。

【A委員】

(1)が日用品、(2)が医療介護に特化していたら、(3)としては、都市インフラとか社会的なインフラ、生活インフラや地域社会をユニバーサルデザインでという言い方であれば…

【C委員】

ちょっと自由度があるのではないか。

【A委員】

そういうものがあれば、「もの」に特化した言い方になるかなと思う。「もの」は、買ったり使ったりだが、都市景観とか、都市環境であるとか生活環境であるとか地域社会もあり、生活装置であるとか、「もの」というとどうしてもグッズみたいな、スーパーとかで売っているようなものというふうに考えることが多いので、そうでなくて、確かに「もの」というのは、物質的な存在なんだけど、必ずしも商品ではないものも「もの」として考えて、それをユニバーサルデザイン化していこうという、そういうメッセージが、この(3)であるといいかもしれない。

この件についてうまく結論が出なかったら、皆さんからもご意見を伺し、パブリックコメントにかける前に、成案を皆さんにお示しした上で、パブコメとなる。

【C委員】

時代の進化に配慮したり従ったものやサービスというものも、2年後、3年後だけの話ではないので、5、6年とかで考えると、時代が今まで以上のスピードで変わっていくので、

オープンであってもいいのではないか。外国人通訳者からデジタルになっているなど、どんどんそうなるので。自動運転であったり。

そこは預けてよいか。

【A委員】

皆様のご意見を伺って、それから事務局とやり取りしたうえで、最終案決めたいと思うが、それでよいか。

(了承)

というのも、資料2の前段について、お気づきの点について議論する時間がほしかったので。体裁はこういう感じで、文言やキーワード、表現等、皆さんお気づきの点をご指摘いただいで議論いただければと思う。

4ページ、「改定総合指針の位置づけ」において、「本条例の実施条例として」と紹介されている。資料3に「ひょうご多文化共生社会推進指針」というのがある。で、条例は確かにそうかもしれないけども、本県として例えばこのひょうご多文化共生社会推進指針であるとか、何か、今回のこの策定に活かした、活用したというか、取り入れたというか、それに準拠したというものが庁内にあるのであれば、この多文化共生社会推進指針も含めて、ほかに男女共生もあるのか、障害者の計画もあるし、いくつか作ったものではなく、こういう積み重ねで、庁内の積み重ねでこういうものが出来たということが見えるように、条例以外のもの指針とか計画とかを転記されたらどうか。

【事務局】

改定にあたって、合理的配慮とかの表現について、きちんと計画等踏まえながら策定したということを入れておいたらというご指摘か。

【A委員】

庁内既にあるもの。

【事務局】

ちょっと今気づいたのだが、「改定の経緯・趣旨」のところ、SDGsを入れておかなければならないのではないか。

【A委員】

そうですね。ぜひ入れていただいで。

【事務局】

わかりました。

【A委員】

「位置づけ」のところに入るか。もう少し続けるというか膨らましてもらう感じか。いや、「改定の経緯」か。

【事務局】

「改定の経緯」の方に入れる。

【A委員】

子供関係も何かあったのでは。F委員が社会福祉審議会の会長だから、この辺の計画についてまたご意見があればいただきたい。

【F委員】

3 ページのところ、最後に「孤独・孤立」を入れた方がいい。国の方でも法制化された。文言だけでもマイノリティとか並んでいるので、その並びに、孤立の課題も書いておいてもらった方がいい。これは後ろで参加のところに繋がってくるから。

【A委員】

そうなる、ここ数年間で言われていることがハラスメント。

【E委員】

細かい話かもしれないが認知症基本法。今の時代でいうと。

【A委員】

どこまで拾うか。10年考えたら結構ある。特に成年後見とか大きな動きもあるし、社会情勢がそっちの方に来ているという認識は、どこかで示したほうがいいなあと。実際法整備とか出てきているし、成年後見のあり方の計画を作らなければいけないし。例えば審議会で扱っていること辺りで、ここ10年間で出てきたことを入れるのも、一つかなと思う。F委員、またお知恵をお借りして、これをちゃんと入れるようにと。

【F委員】

入れるのはいいが、行数がたくさんになってしまうし、それに対してどうするのかというものの記載もないといけない。

【A委員】

確かにそれもあるが、10年以上かな、大きな社会情勢の変化、それに伴った制度変更、これを踏まえての県の改定ということで、きちっとそこら辺はやった方がいいのではないか。まだ工夫の余地はあるのではないか。また事務局とやりとりする。

【B委員】

LGBTQとかも、新しい言葉。

【G委員】

何でもかんでも入れていたら、全部ぼやけてしまう。本当に必要なものだけで。あれもこれもいっぱいあるが、少し絞った方が、ぼやけなくていいかなと思う。

【A委員】

年表でもいい。10年間の新しい法制度の整備とか。庁内での指針とか計画を1つの表にしましてもいいわけで、本文に入れるとぼやけてしまうが、10年間こんな大きな変遷があったんだという実証で、何か大きな情勢が変化したので、で済まさないで、国全体としてはこれ、県としてはこれ、というような一覧表みたいなものでいいと思う。

【B委員】

「めざすべき社会像」のところ、現時点でもかなり長くなっていてあまり付け加えない方がいいのかもしれないが、一言「寛容な」という言葉を入れると、よりユニバーサルにもなるように感じた。

兵庫県だけではなくて、世界を見ても、自分だけがよければいい、ヘイトスピーチにあるように、他の人が傷つくことをあまり気にしないというように、ちょっと寛容ではないなと思うなかで、他者のことを思いやる、お互いにどんな状態の人に対しても思いやる、ということで、一言そういう言葉があると、めざすべき社会像としてもいいのかなと思った。

【A委員】

資料2の6ページの一番上、B委員がおっしゃったことだと「自己実現することができる寛容な社会」、「寛容な」を入れるだけで、そんなに長くないと思う。寛容な社会というのは重要なご指摘で、SNSではもう中傷誹謗ばかりで、言った者勝ちなのか、あるいはそれに振り回されるのか。

【C委員】

「思いやりのある」の方が、シンプルで私には分かりやすい。「寛容な」は調べないといけなくて、generous、tolerantでなるほど、とわかった。先程も子供の意見を、というような話があったが、「思いやりのある」の方が子供もわかりやすい。そこはあえて、もう少しシンプルでソフトな言葉、言っている概念もソフトなことであるなら、思いやりがあるというのは、まさにそうではないか。1つのスローガン、テーマ、言葉になるのではないかなと思った。「寛容な」より「思いやりのある」の方が私はしっくりきた。どちらかを入れる、何かそういったものを入れることは賛成。

【A委員】

「寛容な」という言葉は、ある種、民主主義社会の危機、そういうものを感じているからこそ使う言葉だと思う。確かにおっしゃるように、思いやりがあるという言い方が日常的に言うので分かりやすい。ただちょっと、余りにもセンチメンタル、あるいは対人関係的なものに矮小化される響きもある。それぞれの欠点というか特徴があるように思う。特に今、世界で戦争が起こっているところに、「思いやり」ということではなくて、やっぱりそういう意味では、イスラエルとかガザとか、あるいはウクライナの状況を見ていると、「寛容」という言葉の方がぴったりくるような気がする。

【E委員】

辞書を見ると、「自分とは立場を異にする他人の意見や自分の思いにそぐわない他人の言動に直面しても真っ向から対立したり批判したりすることがないこと」ということで、目新しいというか、なるほど、と思った。寛容な社会、あまり言わないが。

【B委員】

言わないですか？

【A委員】

僕は逆に、よく。

【E委員】

僕らは思いやりというような言葉がしっくりすっとくるんだけど。改めて、大体のことは寛容な社会だろう。

【A委員】

「寛容」でよろしいか。他に皆さんからご提案はないか。事務局からは何か。

【事務局】

「寛容な社会」のところで、「ユニバーサル社会の当事者として互いを尊重し支え合い」とあるが、そこは「寛容」ととても親和性がある。逆に後ろの「持てる力を発揮し地域社会の一員として」は、こちらは自分が、ということを行っている。それを全部受けて「寛

容な社会」と言っているのだろうか。「尊重し支え合い」＝「寛容性」となるので、どこに入れるのかは文章の話なので事務局で考えたい。

【B委員】

確かにそれも考えられるが、最後に改めて「寛容な社会」とするのはどうだろうか。

【A委員】

それでも通ると思う、「持てる力を発揮し」とずっと続いているから。

【事務局】

「寛容な社会」を入れるとすれば前かな、と思っただけなので、違和感がなかったら、それはそれで。

【A委員】

最後にもう1回言ってもいいかと。こういう社会だ、ということで。

【C委員】

目指すべき社会像なので。

【事務局】

それから、年表についてご指摘いただいたが。

【A委員】

年表というか、一覧表もありかなと。

【事務局】

1回目の分科会の際に、指針の「改定の方向性」として、こういった社会情勢の変化を踏まえて改定したというような資料をご提示しているので、これを活用しながらちょっと工夫してみたい。

【A委員】

もう一度確認だが、まだまだ修正・追加がありうるということで、しかしながらもう1回分科会を開くにはちょっと大変だといった事情があるので、今日いただいたご意見を事務局で整理をしていただいて、改定案にどう反映するかは、私と事務局とで調整してまとめさせていただくということでよろしいか。

(了承)

ありがとうございます。

【事務局】

本日のご意見をどのように改定案に反映するかについてはA委員と調整させていただきたいと思う。今後のスケジュールについては、改定案を改めてまとめたうえで新知事に説明し、了承されれば、パブリックコメントの手続きを実施したいと考えている。パブリックコメント後の意見を反映して、皆様には1月頃に最終案という形で、再度お示ししたい。最終案をご審議いただいたのち、議会に上程したいと考えている。

次回の分科会の開催については、改めて日程調整をさせていただくのでよろしくお願ひしたい。

【事務局】

本日も毎回そうですけれども大変熱心なご意見感謝申し上げます。計画通り来年の4月この指針が施行できるように事務局としても進めさせていただく。